

コ ミ ス ク Shall we Community School?

藤沢市における取組状況

教育委員会では、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）（※注 1）を令和 3 年度（2021 年 5 月）からモデル校 2 校で試行導入し、令和 4 年度（2022 年 5 月）には市内 13 地域に 1 校ずつ追加設置するなど、段階的に全市立小・中・特別支援学校への設置を目指しています。『地域とともにある学校づくり』を進め、子どもたちの豊かな成長と健やかな育ちを支えていきます。

合い言葉は・・・ ≪ 学校・家庭・地域が笑顔でつむぐ子どもの未来 ≫

さあ、みんなで一緒に、コミスクしましょう ♪

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）とは

- **地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域（保護者を含む）が「当事者」として学校運営に参画できる仕組み**

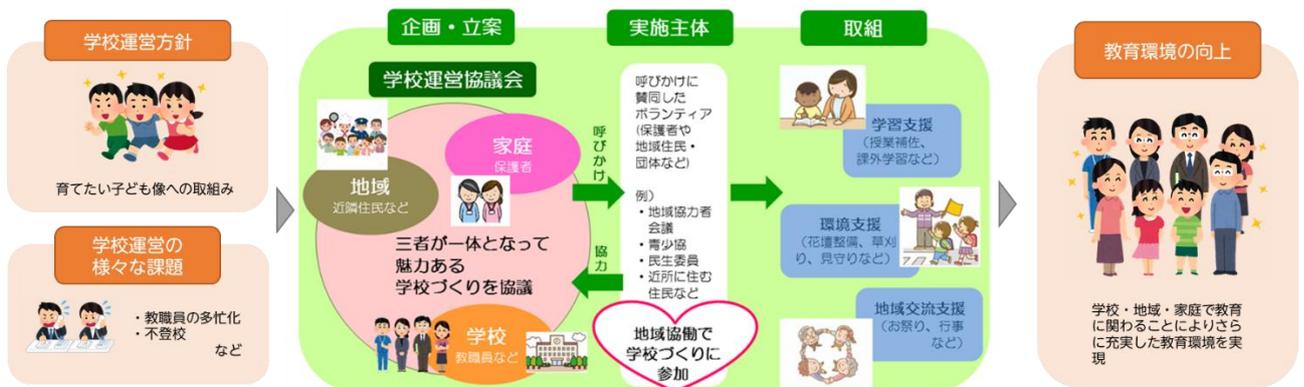
法律（※注 2）に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができる

- **学校と地域を取り巻く課題解決のための仕組み（プラットフォーム）**

学校や子どもたち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、地域全体で解決を図る必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する仕組み = コミュニティ・スクール

→ 保護者や地域住民等が当事者意識を持って参画することで、様々な取組が活性化



（※注 1）学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールといいます。

（※注 2）学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5」に基づいて、教育委員会が学校に設置するものです。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の魅力と効果

- 保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりが進められる
- 学校と保護者や地域の方が情報を共有するようになり、関係が深まることや協力が得られやすくなる
- 保護者・地域の方の学校運営への理解が深まり、学校を支援してもらえる
- 地域ならではの特色ある学校づくりが進められる
- 学校に多くの方が関わることにより、地域の力をいかした教育活動ができる
- 子どもたちや保護者、地域の方とのつながりが深まる
- 保護者や地域の協力により、教職員が子どもと向き合う時間を確保できる など

学校運営協議会の委員

教育委員会では、一協議会につき15人以内（複数校で一協議会の場合は30人以内）の委員を置くこととしており、保護者、地域住民、学校教職員（校長、教頭、その他）、学識経験者、市民センター・公民館職員、関係行政機関等の職員などを構成員としています。

- 任期 2年間（再任可、他の学校運営協議会委員との兼務可）
- 身分 特別職非常勤
- 報酬 日額1,000円（会議1回の参加につき1,000円）

委員になってやることは???

- **学校運営方針の承認（共有）**
学校長が作成した学校運営方針について、学校長から説明を受けます。そのうえで、子どもたちをどのように育てていくのか、という目標やビジョン（目指す子ども像）を、地域、保護者と学校がしっかりと共有します。
- **学校と子どもたちを取り巻く課題とその解決策について熟議（熟慮と討議）**
目標やビジョンに向けて、学校や子どもたちに対して何ができるのか、どのような課題があり、どのように解決につなげていけるのかななどを話し合います。

【会議開催イメージ】

開催回	開催月	協議題
第1回	5月	・学校長から学校運営方針の説明
第2回	7月	・地域、諸団体等の活動内容の共有 ・学校運営や子どもを取り巻く現状、課題把握
第3回	9月	・学校参観 ・学校運営等の課題と解決策の話し合い
第4回	11月	・学校運営等の課題と解決策の話し合い
第5回	2月	・学校評価 ・次年度学校運営方針の確認

学校運営協議会設置状況

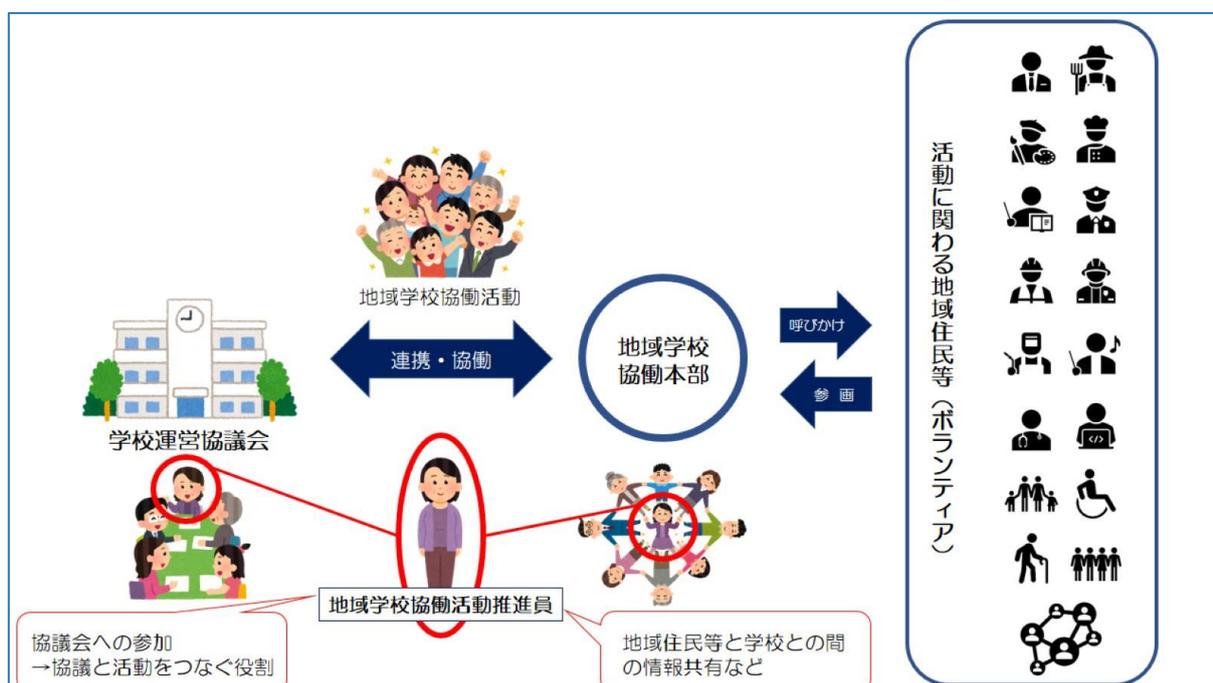
令和8年度までに、市立全55校への設置をめざします。

地域 【小学校数、中学校数（白浜養護を含む）】	令和3年度 設置校	令和4年度 設置校	令和5年度 設置校	令和6年度 設置校
六会地区 【3校、1校】	—	六会中	天神小	亀井野小
片瀬地区 【1校、1校】	片瀬小	片瀬中	—	—
明治地区 【3校、2校】	—	明治小	羽鳥中	八松小
御所見地区 【2校、1校】	—	御所見中	御所見小	中里小
遠藤地区 【1校、1校】	秋葉台小	秋葉台中	—	★(秋葉台小・秋葉台中)
長後地区 【2校、2校】	—	富士見台小	高倉中	長後小
辻堂地区 【4校、3校】	—	高砂小	湘洋中	★(高砂小・浜見小・高浜中)
善行地区 【2校、1校】	—	善行中	善行小	大越小
湘南大庭地区 【5校、2校】	—	駒寄小	滝の沢中	★(大庭小・小糸小・大庭中)
湘南台地区 【1校、1校】	—	湘南台小	湘南台中	—
鶴沼地区 【2校、1校】	—	鶴沼中	鶴洋小	鶴沼小
藤沢地区 【4校、2校】	—	藤沢小	大清水中	第一中
村岡地区 【5校、2校】	—	高谷小	村岡中	大鋸小／藤ヶ岡中

★ = 統合運営型の学校運営協議会（複数校で一つの協議会を設置するもの）

地域学校協働本部との効果的な連携

学校運営協議会と地域学校協働本部の双方が機能することにより、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、幅広い地域住民等の参画により、子どもたちの成長を支える活動の活性化につながるなど、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されます。今後、各地域の実情や特性に十分な配慮をしつつ、教育委員会のサポートにより、体制の構築をしていきます。



【事務担当】藤沢市教育委員会 教育部 教育総務課